

訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけど解約したい…。  
そんな時は…クーリング・オフを利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。特定商取引法により、クーリング・オフの所定の期間(8日または20日)を経過した場合であっても、事業者がクーリング・オフを妨害するために虚偽の説明や威迫を行った結果、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、その事業者が自らクーリング・オフができる旨を記載した書面を消費者に改めて交付し、その期日から所定の期間(8日または20日)を経過するまでの間、消費者はクーリング・オフを行うことができます。

1. 契約書面を受け取った日を含めて下記期間内に書面で通知します。
  2. 必要事項をハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
  3. クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
  4. ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
  5. 支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。
- クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
業務提供誘引販売 (内職商法、モニター商法)	20日間
訪問購入 (押し買い)	8日間

◆通信販売は、返品可否の表示義務があり、表示がない場合は8日間の返品が可能です。  
◆消耗品(化粧品、健康食品など)で使用了分は原則クーリング・オフができません。

ハガキの書き方 (例)

〇年〇月〇日、貴社と〇〇の  
購入契約をしました。が、解除いたします。  
つきましては、支払済みの〇〇〇〇円を  
至急返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

〇年〇月〇日  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
氏名 〇〇〇〇

困ったときには、  
お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野消費生活センター (〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1) \*受付時間 8:30~17:00  
☎ 026-223-6777 FAX 026-223-6771 \*土・日・祝日・年末年始はお休みです。

松本消費生活センター (〒390-0852 松本市島立 1020 松本合同庁舎内) \*受付時間 8:30~17:00  
☎ 0263-40-3660 FAX 0263-40-3701 \*土・日・祝日・年末年始はお休みです。

飯田消費生活センター (〒395-0034 飯田市追手町2-641-47) \*受付時間 8:30~17:00  
☎ 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703 \*土・日・祝日・年末年始はお休みです。

上田消費生活センター (〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内) \*受付時間8:30~17:00  
☎ 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998 \*土・日・祝日・年末年始はお休みです。

もしくは、市町村消費生活センター・消費者相談窓口へ

# 悪質商法に気をつける!

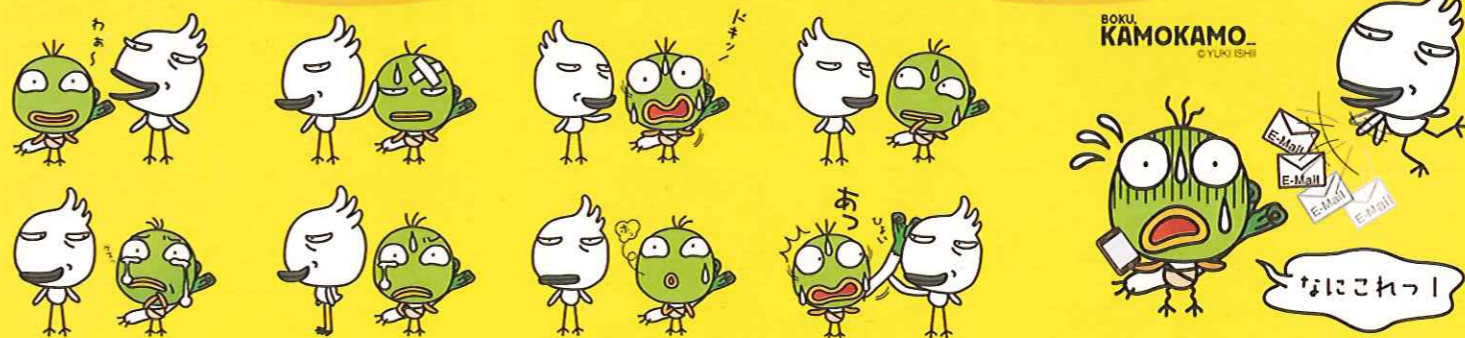


【サギだもん】

- 本名 オレ、サギだもん
- 好物 カモ・ネギ
- 天敵 消費生活センター

【カモかも】

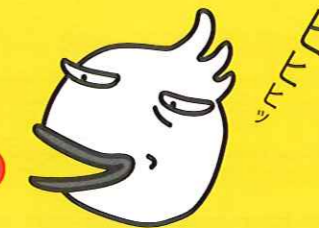
- 本名 ボク、カモかも…
- 年齢 人間なら20歳
- 特徴 大切なネギを背中にしょっている
- 天敵 サギだもん



困った時には、  
まず相談。

長野県

# これって、悪質商法かも…。



## これって、キャッチセールスかも…。



### ■キャッチセールス

駅前や繁華街の路上で「無料体験」「アンケート調査」などと称して呼び止めて、事務所などへ連れて行き、しつこく勧誘する。不安をあおり帰れない状況にして商品やサービスを契約させる。

#### ■こんな事例も

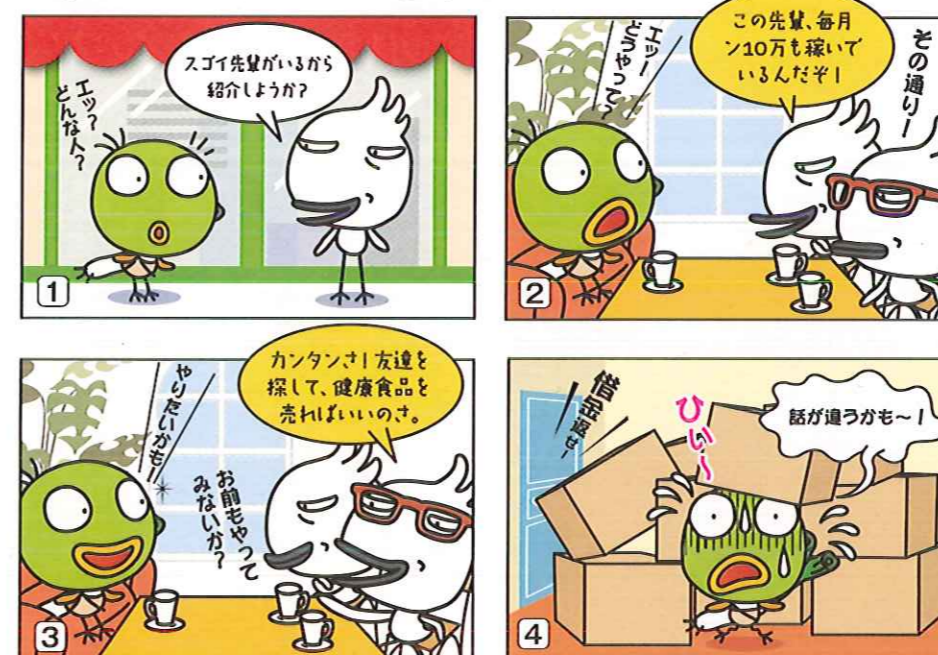
- ▶「モデルに興味ない？」と誘い、レッスン料や写真代と称して高額な契約をさせる。
- ▶「ネイルの練習をさせて」と声をかけ、高額な化粧品を購入させる。

#### カモにならないために

- 安易に個人情報を伝えない。
- 甘い誘いにはウラがあるカモ…。家族や友達にも意見を聞き、慎重に対応する。



## これって、マルチ商法かも…。



### ■マルチ商法

友達などに「必ずもうかる」などと誘われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させると利益が得られる仕組みの商法。入会時の説明と違い、実際は一人も加入させられず、商品を購入するためのローンが残るだけのことが多い。

#### ■こんな事例も

- ▶投資や起業で成功した人の話を聞かせて関連する教育ソフトやDVDを高額で購入させる。最近はSNSから誘われるケースが多い。

#### カモにならないために

- 「絶対もうかる」という勧誘には乗らない。
- 仕組みを理解できないものは契約しない。
- 「とてもいい話がある」などとうけ話をする人は友達じゃないカモ…。



## これって、アポイントメントセールスかも…。



### ■アポイントメントセールス

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる。

#### ■こんな事例も

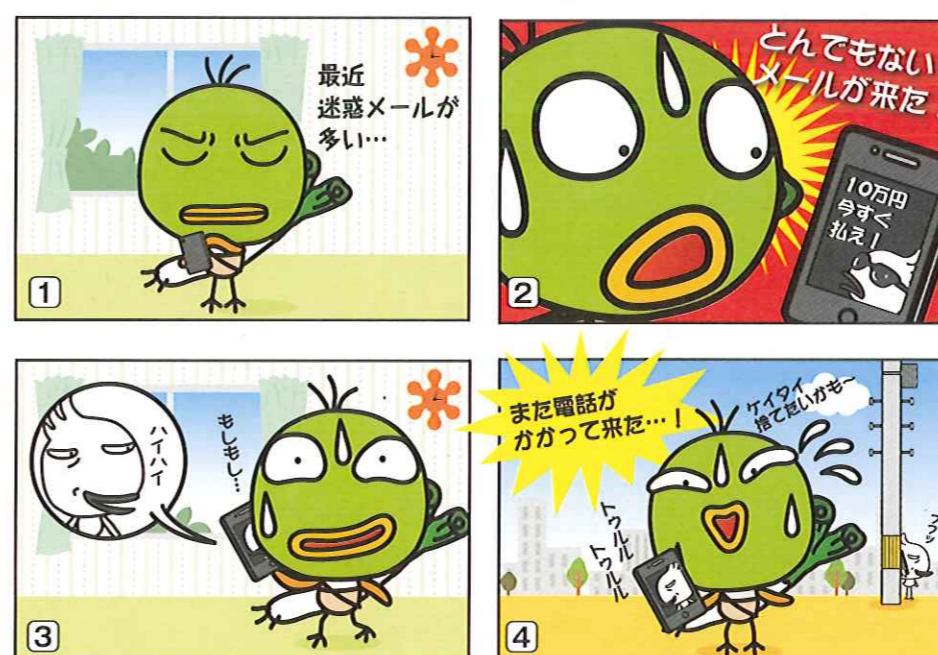
- ▶街頭で声を掛けられた異性に連絡先を教えたら、後日、「お店に遊びにおいでよ」と呼び出され、貴金属の購入をしつこく勧められる。

#### カモにならないために

- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。
- 気を引く言葉で呼び出され、勧誘を受けても、その場の雰囲気や契約を結ばない。



## これって、架空請求かも…。



### ■架空請求

パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約が明示されておらず、クリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示し、高額な料金を請求する商法。

#### ■こんな事例も

- ▶「連絡がなければ法的措置をとります」「最終通告です」といったおどし文句で連絡させようとする。慌てて連絡すると、高額な料金をしつこく請求してくる。

#### カモにならないために

- 迷惑メールが来たら受信拒否設定をする。
- メールアドレスを変更する。
- さらに迷惑メールが来ても徹底的に無視する。